

奈良県告示第四百五十九号

平成二十七年十二月奈良県告示第二百五十三号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等のうち知事が適当と認める書類等）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

告示文中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。